

浦安市開発行為の許可申請等に係る文書の様式等を定める規則

平成26年 3 月 31 日

規則第24号

改正 平成28年 3 月 31 日規則第17号

平成28年 3 月 31 日規則第37号

(趣旨)

**第 1 条** この規則は、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）、都市計画法施行令（昭和44年政令第158号。以下「政令」という。）及び都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、開発行為の許可申請に係る文書の様式、添付図書その他法、政令及び省令の施行のために必要な文書の様式等を定めるものとする。

(定義)

**第 2 条** この規則における用語の意義は、法の例による。

(設計説明書)

**第 3 条** 省令第16条第 2 項に規定する設計説明書は、設計説明書（設計の概要）（別記第 1 号様式）によるものとする。

(資金計画書の添付図書)

**第 4 条** 省令第16条第 5 項に規定する資金計画書には、次に掲げる図書を添付するものとする。

- (1) 工事施行者が発行する工事費の内訳明細書
- (2) 自己資金又は借入金の調達が可能であることを証する図書

(平28規則37・一部改正)

(開発行為許可申請書の添付図書)

**第 5 条** 省令第16条第 1 項に規定する開発行為許可申請書には、法第30条第 2 項及び省令第17条に規定するもののほか、次に掲げる図書を添付するものとする。

- (1) 開発区域の区域を明らかにする不動産登記法（平成16年法律第123号）第14条第 1 項に掲げる地図又は同条第 4 項に規定する地図に準ずる図面（以下「公図」という。）の写し
- (2) 開発区域に含まれる土地の登記事項証明書

- (3) 申請者の資力及び信用に関する図書
- (4) 工事施行者の能力に関する図書
- (5) その他市長が必要と認める図書

2 前項第3号に掲げる申請者の資力及び信用に関する図書は、次に掲げるもの（主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為又は住宅以外の建築物若しくは特定工作物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは建設の用に供する目的で行う開発行為（開発区域の面積が1ヘクタール以上のものを除く。）の許可の申請の場合にあっては、第1号に掲げるもの）とする。

- (1) 住民票の写し（法人の場合にあっては、当該法人の登記事項証明書）
- (2) 資産に関する調書及び所得税に関する納税証明書（法人の場合にあっては、前年度の財務諸表及び法人税に関する納税証明書）
- (3) 事業経歴書

3 第1項第4号に掲げる工事施行者の能力に関する図書は、次に掲げるもの（主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為又は住宅以外の建築物若しくは特定工作物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは建設の用に供する目的で行う開発行為（開発区域の面積が1ヘクタール以上のものを除く。）の許可の申請の場合にあっては、第1号及び第2号に掲げるもの）とする。

- (1) 住民票の写し（法人の場合にあっては、当該法人の登記事項証明書）
- (2) 工事経歴書
- (3) 建設業者許可証明書

4 省令第17条第1項第3号に掲げる図書は、開発行為施行同意書（別記第2号様式）とし、当該同意書に同意をした者の印鑑証明書を添付するものとする。

5 省令第17条第1項第4号に掲げる図書は、開発行為に関する工事設計者の資格申告書（別記第3号様式）とする。

（平28規則37・一部改正）

（開発行為の許可又は不許可の通知）

**第6条** 市長は、開発許可（法第29条第1項の許可に限る。）の申請があった

場合において、法第35条第1項の規定により、許可の決定をしたときは開発行為許可通知書（別記第4号様式）により、不許可の決定をしたときは開発行為不許可通知書（別記第5号様式）により、申請者に通知するものとする。

（開発許可の特例の協議）

**第7条** 法第34条の2第1項に規定による協議をしようとする者は、開発許可の特例の協議申出書（別記第6号様式）（以下「申出書」という。）により市長に申し出なければならない。

2 第5条第1項（同項第3号及び第4号を除く。）の規定は、前項の申出書の添付図書について準用する。

3 市長は、当該申出に係る協議が成立したときは、開発許可の特例の協議成立書（別記第7号様式）により、当該申出者に通知するものとする。

4 前項の協議が成立したときとは、次に掲げる条件が全て満たされたときとする。

(1) 当該開発行為の内容について、法第33条の開発許可の基準に適合していると認められること。

(2) 当該開発行為が、浦安市宅地開発事業等に関する条例（平成18年条例第7号）第6条第1項に規定する協議が必要な行為である場合にあっては、当該行為について当該協議が整っていること。

(3) 当該開発行為が、浦安市景観条例（平成20年条例第35号）第19条第1項に規定する事前協議が必要な行為である場合にあっては、当該行為について当該事前協議が整っていること。

（開発許可の特例の協議の変更）

**第8条** 法第35条の2第4項において準用する法第34条の2第1項の規定による協議をしようとする者は、開発許可の特例の協議事項変更申出書（別記第8号様式）により、当該変更に関する図書を添えて、市長に申し出なければならない。

2 市長は、当該申出に係る協議が成立したときは、開発許可の特例の協議の変更協議成立書（別記第9号様式）により、当該申出者に通知するものとする。

（開発行為の変更の許可の申請及び通知）

**第9条** 法第35条の2第1項本文の規定による許可を受けようとする者は、開発行為変更許可申請書（別記第10号様式）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、省令第28条の3に規定する図書のほか、次に掲げる図書を添付するものとする。

- (1) 変更の理由及び内容を記載した図書
- (2) 第5条第1項に規定する図書のうち、開発行為の変更に伴いその内容が変更されるもの
- (3) 工事の施行状況を記載した図書
- (4) 開発行為の変更が設計の変更に係る場合にあっては、設計変更説明図
- (5) その他市長が必要と認める図書

3 市長は、第1項の規定による申請があった場合において、法第35条の2第4項において準用する法第35条第1項の規定により、許可の決定をしたときは開発行為変更許可通知書（別記第11号様式）により、不許可の決定をしたときは開発行為変更不許可通知書（別記第12号様式）により、申請者に通知するものとする。

（平28規則37・一部改正）

（開発行為の軽微な変更の届出）

**第10条** 法第35条の2第3項の規定による届出をしようとする者は、開発行為変更届出書（別記第13号様式）を市長に提出しなければならない。

2 前項の届出書には、変更の理由及び内容を記載した図書を添付するものとする。この場合において、省令第28条の4第1号に掲げる変更にあつては設計変更説明図を、同条第2号に掲げる変更にあつては第5条第3項第1号及び第2号に掲げる図書を併せて添付するものとする。

（工事完了届出書の添付図書）

**第11条** 省令第29条に規定する工事完了届出書又は公共施設工事完了届出書には、当該工事の完成図（省令第16条第4項に規定する造成計画平面図の例により作成したもの）及び当該工事により設置された公共施設の用に供する土地の地積図（縮尺500分の1以上のもの）その他市長が必要と認める図書を添付するものとする。

（工事完了公告の方法）

**第12条** 省令第31条に規定する工事の完了の公告は、浦安市公告式規則（昭和54年規則第16号）の定めるところにより行うものとする。

（建築制限等の解除の承認の申請及び通知）

**第13条** 法第37条第1号の規定による承認を受けようとする者は、工事完了公告以前の建築（建設）承認申請書（別記第14号様式）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる図書を添付するものとする。

- (1) 建築物を建築しようとし、又は特定工作物を建設しようとする土地（以下「敷地」という。）の位置及び区域を表示する図面
- (2) 敷地内における建築物又は特定工作物の位置を表示する図面（縮尺500分の1以上のもの）
- (3) 建築物又は特定工作物の平面図及び2面以上の立面図（縮尺200分の1以上のもの）
- (4) その他市長が必要と認める図書

3 市長は、第1項の規定による申請があった場合において、法37条第1号の規定により、承認の決定をしたときは工事完了公告以前の建築（建設）承認通知書（別記第15号様式）により、不承認の決定をしたときは工事完了公告以前の建築（建設）不承認通知書（別記第16号様式）により、申請者に通知するものとする。

（工事廃止届出書の添付図書）

**第14条** 省令第32条に規定する開発行為に関する工事の廃止の届出書には、次に掲げる図書を添付するものとする。

- (1) 廃止の理由を記載した図書
- (2) 当該工事を廃止した日における当該工事の廃止に係る土地の区域内の状況を明示する現況写真
- (3) 当該工事の廃止に係る土地の区域内に講ぜられた防災上の措置を記載した図書

（開発許可の承継の承認の申請及び通知）

**第15条** 法第45条の規定による承認を受けようとする者は、開発許可承継承認申請書（別記第17号様式）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、承認を受けようとする者が開発許可を受けた者から当該開発区域内の土地の所有権その他当該開発行為に関する工事を施行する権原を取得したことを証する図書及び第5条第1項第3号に掲げる図書を添付するものとする。

3 市長は、第1項の規定による申請があった場合において、法第45条の規定により、承認の決定をしたときは開発許可承継承認通知書（別記第18号様式）により、不承認の決定をしたときは開発許可承継不承認通知書（別記第19号様式）により、申請者に通知するものとする。

（平28規則37・一部改正）

（開発登録簿の調書）

**第16条** 省令第36条第1項に規定する開発登録簿の調書は、別記第20号様式とする。

（開発許可済みの標識の掲示）

**第17条** 開発許可を受けた者は、工事の期間中当該開発区域内の見やすい場所に開発許可済みの標識（別記第21号様式）を掲示しておかなければならない。

（標識による命令の公示）

**第18条** 法第81条第3項の規定により設置する標識は、都市計画法による命令の公示（別記第22号様式）によるものとする。

（開発行為又は建築に関する証明書の交付の申請）

**第19条** 省令第60条の規定により法第29条第1項又は第35条の2第1項の規定に適合していることを証する書面の交付を受けようとする者は、開発行為又は建築に関する証明書交付申請書（別記第23号様式）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる図書を添付するものとする。

- (1) 建築理由書
- (2) 案内図
- (3) 敷地現況図
- (4) 敷地求積図
- (5) 公図の写し

- (6) 開発区域に含まれる土地の登記事項証明書
- (7) 土地利用計画図
- (8) 給排水施設計画平面図
- (9) 予定建築物等の平面図及び立面図
- (10) その他市長が必要と認める図書

3 市長は、第1項の規定による申請があった場合において、当該申請内容を適当と認めるときは、開発行為又は建築に関する証明書（別記第24号様式）を申請者に交付するものとする。

（身分証明書の様式）

**第20条** 法第82条第2項に規定する身分を示す証明書は、立入検査証（別記第25号様式）とする。

（申請書等の提出部数）

**第21条** 法、政令、省令及びこの規則の規定に基づき市長に提出する申請書、届出書及びその添付図書等の提出部数は、それぞれ正本1部及び副本1部とする。

#### 附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

#### 附 則（平成28年3月31日規則第17号）抄

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

#### 附 則（平成28年3月31日規則第37号）

この規則は、公布の日から施行する。

別 記

第 1 号様式（第 3 条）

（その 1）

設 計 説 明 書  
設計の概要

1 設計の方針						
2 土地の現況 (地目別概要)	区 分	宅 地	農 地	そ の 他		計
	面 積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>			m <sup>2</sup>
	比 率	%	%			
3 土地利用計画	区 分	宅 地	公共用地	未利用地	そ の 他	計
	面 積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>
	比 率	%	%	%		
4 公共施設整備計画	区 分	道路敷地	水路及び下水道敷地	公園、緑地等用地	消防用貯水施設用地	そ の 他
	面 積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
	比 率	%	%	%	%	
5 計画内容						

備考

- 1 4 欄の比率の合計が、3 欄の公共用地の比率となるようにしてください。
- 2 5 欄には、開発行為により設置される特定工作物の計画内容等及び公益施設（学校、保育所、幼稚園、官公庁施設、購買施設、医療施設等）の用地の面積等を記載してください。



(その2)

公共施設等の管理者等に関する事項

種別	番号	概 要			管理者	用地の 帰属	摘要
		幅員・寸法	延 長	面 積			
			m	m <sup>2</sup>			

備考

- 1 番号は、施設の種別別に付してください。
- 2 公共施設の次に公益施設を記載してください。
- 3 公共施設の摘要欄には、（新設）（付け替え）（拡張）（廃止）の別を記載し、新設以外の場合は、従前の施設の概要及び管理者を記載してください。

第2号様式（第5条第4項）

開発行為施行同意書

年 月 日

開発者 住 所  
氏 名

同意権者 住所

氏名

印

（法人にあつては、法人の所在地、名称及び代表者名）

私が権利を有する次の物件について、開発行為及び開発行為に関する工事を  
行うことに同意します。また、当該物件が公共施設の用に供する土地となる場  
合があつても異議ありません。

物件の種類	所在及び地番	面積	権利の種類	摘要

備考

- 1 この開発行為施行同意書（以下「同意書」といいます。）は、都市計画法施行規則第17条第1項第3号に規定する都市計画法第33条第1項第14号の相当数の同意を得たことを証する書類となるものです。
- 2 この同意書は、同意権者ごとに作成してください。
- 3 同意権者とは、開発区域（開発行為に関する工事をしようとする土地の区域を含む。）内に含まれる土地又は工作物の所有権者、仮登記権者、抵当権者その他当該土地又は工作物の利用に関する権利を有する者をいいます。ただし、当該開発区域の隣接地であつて、当該開発行為により建築基準法の規定による建築物の高さに関する制限を新たに受けることとなる土地の所有者等は同意権者に含めます。
- 4 同意権者の印は実印とし、当該同意印の印鑑証明書1部を申請書正本に添付してください。（同意権者が法人の場合は代表者印を押印し、印鑑証明書及び代表者事項証明書を添付してください。）
- 5 共有地等の場合は、括弧書きで持分も記入してください。

第3号様式（第5条第5項）

開発行為に関する工事設計者の資格申告書

年 月 日							
浦安市長 様							
申告者 住所 氏名 <span style="float: right;">㊟</span> （法人にあつては、法人の所在地、名称及び代表者名）							
次のとおり、設計者の資格について申告します。							
1 設計者の氏名及び生年月日	ふりがな( ) 年 月 日生						
2 最終学歴	(学校名) (学部名) (学科名) 年 月 卒業・中退						
3 連絡先	事務所所在地 電話番号( - - )						
4 資格、免許等							
5 実 務 経 歴	(1) 職 務 経 歴	会 社 ・ 事 務 所 名	職 務 内 容	期 間	年 数	年 数 計	
					年	年	
(2) 工 事 ・ 設 計 経 歴	工 事 名	工事発注者名	工事施行場所	工事面積	実務内容	期 間	

備考

- 1 申告者は、設計者が法人の従業員である場合は、当該法人とし、その他の場合は、設計者自身としてください。
- 2 2欄及び4欄については、それぞれ当該申告事項を証する図書を添付してください。
- 3 5欄については、市長が必要と認めるときは、当該申告事項を証する図書を添付してください。

第4号様式（第6条）

開発行為許可通知書

許可通知欄	この申請書に係る開発行為については、都市計画法第35条第1項の規定により、次のとおり条件を付して許可したので、通知します。	
	<p style="text-align: right;">第 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">浦安市長 <span style="float: right;">印</span></p>	
	条件	
開発行為の概要	1 許可申請者の住所及び氏名	
	2 開発区域に含まれる地域の名称	
	3 開発区域の面積	平方メートル
	4 予定建築物等の用途	
	5 工事施行者住所氏名	
	6 工事着手予定年月日	年 月 日
	7 工事完了予定年月日	年 月 日
	8 自己の居住の用に供するもの、 自己の業務の用に供するもの、 その他のものの別	
	9 その他必要な事項	

教示

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉県開発審査会に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、浦安市を被告として（訴訟において浦安市を代表する者は浦安市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第5号様式（第6条）

第 号  
年 月 日

様

浦安市長



開発行為不許可通知書

この申請書に係る開発行為については、都市計画法第35条第1項の規定により、次の理由により許可しませんので、通知します。

理由

教示

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉県開発審査会に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、浦安市を被告として（訴訟において浦安市を代表する者は浦安市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第6号様式（第7条第1項）

第 号  
年 月 日

浦安市長 様

申出者 所在地  
名称  
代表者名 ㊟

開発許可の特例の協議申出書

都市計画法第34条の2第1項の規定による協議をしたいので、浦安市開発行為の許可申請等に係る文書の様式等を定める規則第7条第1項の規定により、申し出ます。

開発行為の概要	1 開発区域に含まれる地域の名称	
	2 開発区域の面積	平方メートル
	3 予定建築物等の用途	
	4 工事施行者住所氏名	
	5 工事着手予定年月日	年 月 日
	6 工事完了予定年月日	年 月 日
	7 自己の業務の用に供するもの、 その他のものの別	
	8 その他必要な事項	

第7号様式（第7条第3項）

第 号  
年 月 日

様

浦安市長



開発許可の特例の協議成立書

年 月 日付けで申出のあった協議については、都市計画法第34条の2第1項の規定による協議が成立したので、浦安市開発行為の許可申請等に係る文書の様式等を定める規則第7条第3項の規定により、通知します。

開発行為の概要	1 開発区域に含まれる地域の名称	
	2 開発区域の面積	平方メートル
	3 予定建築物等の用途	
	4 工事施行者住所氏名	
	5 工事着手予定年月日	年 月 日
	6 工事完了予定年月日	年 月 日
	7 自己の業務の用に供するもの、 その他のものの別	
	8 その他必要な事項	

第 8 号様式（第 8 条第 1 項）

開発許可の特例の協議事項変更申出書

第 号  
年 月 日

浦安市長 様

申出者 所在地

名称

代表者名

印

都市計画法第35条の2第4項において準用する同法第34条の2第1項の規定による協議をしたいので、浦安市開発行為の許可申請等に係る文書の様式等を定める規則第8条第1項の規定により、申し出ます。

開発行為の変更の概要	1	開発区域に含まれる地域の名称	
	2	開発区域の面積	平方メートル
	3	予定建築物等の用途	
	4	工事施行者住所氏名	
	5	自己の業務の用に供するもの、 その他のものの別	
	6	その他必要な事項	
協議成立書の日付け及び文書記号・番号			年 月 日 第 号
変更の理由			



第9号様式（第8条第2項）

第 号  
年 月 日

様

浦安市長



開発許可の特例の協議の変更協議成立書

年 月 日付けで申出のあった協議については、都市計画法第35条の2第4項において準用する同法第34条の2第1項の規定による協議が成立したので、浦安市開発行為の許可申請等に係る文書の様式等を定める規則第8条第2項の規定により、通知します。

開発行為の変更の概要	1 開発区域に含まれる地域の名称	
	2 開発区域の面積	平方メートル
	3 予定建築物等の用途	
	4 工事施行者住所氏名	
	5 工事着手予定年月日	年 月 日
	6 工事完了予定年月日	年 月 日
	7 自己の業務の用に供するもの、 その他のものの別	
	8 その他必要な事項	

第10号様式（第9条第1項）

開発行為変更許可申請書

都市計画法第35条の2第1項の規定により、開発行為の変更の許可を申請 します。		
年 月 日		
浦安市長 様		
申請者 住 所 氏 名		
㊟		
(法人にあつては、法人の所在地、名称及び代表者名)		
開 発 行 為 の 変 更 の 概 要	1 開発区域に含まれる地域の名称	
	2 開 発 区 域 の 面 積	平方メートル
	3 予 定 建 築 物 等 の 用 途	
	4 工 事 施 行 者 住 所 氏 名	
	5 自己の居住の用に供するもの、 自己の業務の用に供するもの、 その他のものの別	
	6 その他必要な事項	
開発許可の日付け及び文書記号・番号		年 月 日 第 号
変 更 の 理 由		

備考

- 6欄は、開発行為の変更を行うことについて、農地法その他の法令による許可、認可等を要する場合は、その手続の状況を記載してください。
- 開発行為の変更の概要（6欄を除く。）は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載してください。

第 1 1 号様式 (第 9 条第 3 項)

開発行為変更許可通知書

許可通知欄	<p>この申請書に係る開発行為の変更については、都市計画法第35条の2第4項において準用する同法第35条第1項の規定により、次のとおり条件を付して許可したので、通知します。</p>	
	<p>第 年 月 日 号</p> <p>浦安市長 <span style="float: right;">印</span></p>	
	条件	
開発行為変更の概要	1 許可申請者の住所及び氏名	
	2 開発区域に含まれる地域の名称	
	3 開発区域の面積	平方メートル
	4 予定建築物等の用途	
	5 工事施行者住所氏名	
	6 工事着手予定年月日	年 月 日
	7 工事完了予定年月日	年 月 日
	8 自己の居住の用に供するもの、 自己の業務の用に供するもの、 その他のものの別	
	9 その他必要な事項	

## 教示

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉県開発審査会に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、浦安市を被告として（訴訟において浦安市を代表する者は浦安市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第 1 2 号様式（第 9 条第 3 項）

第 号  
年 月 日

様

浦安市長



開発行為変更不許可通知書

この申請書に係る開発行為の変更については、都市計画法第35条の2第4項において準用する同法第35条第1項の規定により、次の理由により許可しませんので、通知します。

理由

教示

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉県開発審査会に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、浦安市を被告として（訴訟において浦安市を代表する者は浦安市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第 1 3 号様式（第10条第 1 項）

開発行為変更届出書

年 月 日

浦安市長 様

届出者 住所

氏名 ⑩

(法人にあつては、法人の所在地、名称及び代表者名)

開発行為の変更について、都市計画法第35条の 2 第 3 項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 変更に係る事項

2 変更の理由

3 開発許可の日付け及び文書記号・記号 年 月 日 第 号

備考 変更に係る事項は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載してください。

第14号様式（第13条第1項）

工事完了公告以前の建築（建設）承認申請書

都市計画法第37条第1号の規定により、開発行為に関する工事の完了の公告以前の建築（建設）の承認を申請します。

年 月 日

浦安市長 様

申請者住所

氏名 ⑩

(法人にあつては、法人の所在地、名称及び代表者名)

1 開発許可の概要	(1) 開発許可を受けた者の住所及び氏名	
	(2) 開発許可の日付け及び文書記号・番号	年 月 日 第 号
	(3) 開発区域に含まれる地域の名称	
2	開発行為に関する工事の進行状況	
3 建築（建設）の概要	(1) 建築（建設）をしようとする土地の所在及び地番	
	(2) 建築（建設）をしようとする土地の面積	
	(3) 建築物（特定工作物）の構造及び規模	
	(4) 建築物（特定工物）の用途	
4	工事完了公告以前に建築（建設）をしようとする理由	

備考

- 2欄には、整地工事、排水施設工事、道路工事、擁壁工事等の区分により、着手した工事について申請書提出の日における当該工事の完了又は工事中の別を記載してください。
- この申請書には、位置図、区域図、配置図（縮尺500分の1以上）、平面図（縮尺200分の1以上）及び2面以上の立面図（縮尺200分の1以上）を添付してください。

第 1 5 号様式（第13条第 3 項）

工事完了公告以前の建築（建設）承認通知書

承認通知欄	<p>この申請書に係る開発行為に関する工事の完了の公告以前の建築（建設）については、都市計画法第37条第 1 号の規定により、次の条件を付して承認したので、通知します。</p> <p style="text-align: right;">第 号 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">浦安市長 <span style="float: right;">印</span></p>	
	条件	
1	承認申請者の住所及び氏名	
2 開発許可の概要	(1) 開発許可を受けた者の住所及び氏名	
	(2) 開発許可の日付及び文書記号・番号	年 月 日 第 号
	(3) 開発区域に含まれる地域の名称	
3 建築（建設）の概要	(1) 建築（建設）をしようとする土地の所在及び地番	
	(2) 建築（建設）をしようとする土地の面積	
	(3) 建築物（特定工作物）の構造及び規模	
	(4) 建築物（特定工作物）の用途	

備考

この承認を受けても、建築物の建築（特定工作物の建設）をしようとするときは、建築基準法による確認を別途受けなければならないので、注意してください。



## 教示

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、浦安市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、浦安市を被告として（訴訟において浦安市を代表する者は浦安市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第 1 6 号様式（第13条第 3 項）

第 年 月 日 号

様

浦安市長



工事完了公告以前の建築（建設）不承認通知書

この申請書に係る開発行為に関する工事の完了の公告以前の建築（建設）については、都市計画法第37条第 1 号の規定により、次の理由により承認しませんので、通知します。

理由

教示

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、浦安市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、浦安市を被告として（訴訟において浦安市を代表する者は浦安市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記 1 の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第17号様式（第15条第1項）

開発許可承継承認申請書

<p>都市計画法第45条の規定により、開発許可に基づく地位の承継の承認を申請します。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>浦安市長 様</p> <p style="text-align: right;">申請者 住所 氏名 <span style="float: right;">㊟</span></p> <p style="text-align: center;">(法人にあつては、法人の所在地、名称及び代表者名)</p>		
1 開発許可の概要	(1) 開発許可を受けた者の住所及び氏名	
	(2) 開発許可の日付け及び文書記号・番号	年 月 日 第 号
	(3) 開発区域に含まれる地域の名称	
2 申請前の承継の経過	被承継者の住所及び氏名	承 継 年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
3 承認申請に係る権原を取得した年月日		年 月 日
4 取得した権原の内容		

備考 この申請書には、権原を取得した年月日を証する図書（土地の登記事項証明書等）、住民票の写し及び所得税の納税証明書（法人の場合にあつては、当該法人の登記事項証明書及び法人税に関する納税証明書）並びに事業経歴書を添付すること。この場合において、自己の居住の用に供する建築物を建築する目的で行う開発行為に係る申請の場合にあつては、権原を取得した年月日を証する図書及び住民票の写しのみを添付してください。

第18号様式（第15条第3項）

開発許可承継承認通知書

許可 通知 欄	<p style="text-align: center;">この申請書に係る開発許可に基づく地位の承継については、都市計画法第45条の規定により、承認したので通知します。</p> <p style="text-align: right;">第 号 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">浦安市長 <span style="float: right;">印</span></p>	
1	承認申請者の住所及び氏名	
2 開発 許可 の 概 要	(1) 開発許可を受けた者の住所及び氏名	
	(2) 開発許可の日付け及び文書記号・番号	年 月 日 第 号
	(3) 開発区域に含まれる地域の名称	
3 申 請 前 の 承 継 の 経 過	被承継者の住所及び氏名	承継年月日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
4	承認申請に係る権原を取得した年月日	年 月 日
5	取得した権原の内容	

第 1 9 号様式（第15条第 3 項）

第 号  
年 月 日

様

浦安市長



開発許可承継不承認通知書

この申請書に係る開発許可に基づく地位の承継については、都市計画法第45条の規定により、次の理由により承認しませんので、通知します。

理由

教示

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、浦安市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、浦安市を被告として（訴訟において浦安市を代表する者は浦安市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第20号様式（第16条）

										登録番号						
開発許可の日付け及び文書記号・番号		年 月 日		第 号		許可に基づく地位の承継		承継年月日								
開発許可を受けた者の住所及び氏名								承継人の住所及び氏名								
工事施行者の住所及び氏名																
開発区域に含まれる地域の名称						工事施行者の変更		変更許可の日付け及び文書記号・番号								
開発区域の面積		m <sup>2</sup>		用途地域				変更後の工事施行者の住所氏名								
土地の現況（地目別概要）		区分	宅地	農地	その他		計	工事着手予定年月日		年 月 日		年 月 日		年 月 日		
		面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>			m <sup>2</sup>	文書記号・番号		年月日 第 号		設計変更の内容				
		比率	%	%				年月日 第 号		年月日 第 号		年月日 第 号		年月日 第 号		
設計内容	土地利用計画	区分	宅地	公共用地	未利用地	その他	計	文書記号・番号		年月日 第 号		年月日 第 号		年月日 第 号		
		面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>			m <sup>2</sup>	年月日 第 号		年月日 第 号		年月日 第 号			
		比率	%	%	%				年月日 第 号		年月日 第 号		年月日 第 号			
	公共施設整備計画	区分	道路敷地	水路及び下水道敷地	公園及び緑地等用地	消防用貯水施設用地	その他		法第37条第1号の承認の日付け及び文書記号・番号		年月日 第 号		内容			
		面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>										
		比率	%	%	%	%										
その他の施設																
道 路	幅員構成	主要道路 m・その他の道路 m・取付道路 m				備考										
	路面仕上							区分行為		完了検査年月日		検査済証の交付		完了公告		
上水道		公営( )・専用・小規模・自家( 人)		工区及び面積				年月日		年月日		文書記号・番号		年月日 文書記号・番号		
下 水 道	雨水	U字溝( )・管渠( )		地区外接続( )				m <sup>2</sup>		年月日		年月日		第 号		
	汚水	公共下水道( )		地区外接続( )												
公園・緑地		公園 箇所 m <sup>2</sup> (中央公園 m <sup>2</sup> )・緑地 箇所 m <sup>2</sup>														
消防水利		貯水槽 箇所・消火栓 基		ごみ処 理施設												

第 2 1 号様式 (第17条)

開発許可済みの標識

都市計画法第29条の規定による許可済み		60センチメートル以上
許可の日付け及び文書記号・番号	年 月 日 第 号	
開発許可を受けた者	住 所 氏 名	
工事施行者	住 所 氏 名	
開発区域に含まれる地域の名称		
開発区域の面積	平方メートル	
工事着手予定年月日	年 月 日	
工事完了予定年月日	年 月 日	
現場管理者 (工事施行者又は 工事施行者の定 めた者)	氏 名	
80センチメートル以上		

第 2 2 号様式（第18条）

<p>都市計画法による命令の公示</p>	<p>↑ 90センチメートル程度 ↓</p>
<p>土地・工作物等の所在地</p>	
<p>命令を受けた者の氏名</p>	
<p>この土地・工作物等は都市計画法に違反しているので、            年 月 日付けで、同法第81条の規定により        を命じた。</p>	
<p>注</p>	
<p>1 この標識を毀棄した者は、公用文書毀棄罪で罰せられます。</p>	
<p>2 この命令に違反して                      を行った場合は、罰せられま す。</p>	
<p>3            年 月 日（電気事業者名・ガス事業者名・水道事業 者名）に対して電気・ガス・水道の供給の申込みの承諾を保留 するよう要請しています。 年 月 日</p>	
<p>浦安市長</p>	
<p>←——— 180センチメートル程度 ——→</p>	



第 2 3 号様式 (第19条第 1 項)

開発行為又は建築に関する証明書交付申請書							
年 月 日							
浦安市長 様							
申請者 住所							
氏名 <span style="float: right;">(印)</span>							
(法人にあつては、法人の所在地、名称及び代表者名)							
都市計画法施行規則第60条の規定により、次の事項に係る証明書の交付を申請します。							
1 開発区域に含まれる地域の名称							
2 地目及び面積	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 60%;"></td> <td style="text-align: right;">実測</td> <td style="text-align: right;">m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">公簿</td> <td style="text-align: right;">m<sup>2</sup></td> </tr> </table>		実測	m <sup>2</sup>		公簿	m <sup>2</sup>
	実測	m <sup>2</sup>					
	公簿	m <sup>2</sup>					
3 都市計画法の適合条項	第29条第 1 項第 3 号						
4 都市計画法の適合条項の内容							
5 開発行為の有無	伴う ( m <sup>2</sup> )						
6 予定建築物の用途・構造・規模							
7 その他必要な事項							

第24号様式（第19条第3項）

開発行為又は建築に関する証明書									
<p>次の建築物は、都市計画法第29条第1項第3号の規定に適合していることを証明します。</p> <p style="text-align: right;">第 年 月 日 号</p> <p style="text-align: right;">浦安市長 印</p>									
1	申請者の住所及び氏名								
2	開発区域に含まれる地域の名称								
3	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">地目及び面積</td> <td style="width: 50%;">地目</td> <td style="width: 10%; text-align: right;">実測</td> <td style="width: 10%; text-align: right;">m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: right;">公簿</td> <td style="text-align: right;">m<sup>2</sup></td> </tr> </table>	地目及び面積	地目	実測	m <sup>2</sup>			公簿	m <sup>2</sup>
地目及び面積	地目	実測	m <sup>2</sup>						
		公簿	m <sup>2</sup>						
4	都市計画法の適合条項	第29条第1項第3号							
5	都市計画法の適合条項の内容								
6	開発行為の有無	伴う（ m <sup>2</sup> ）							
7	予定建築物の用途・構造・規模								
8	その他必要な事項								

第 2 5 号様式 (第20条)

(表)

第 号 年 月 日交付	立 入 検 査 証	5センチメートル以上
所属 職氏名 有効期間 年 月 日から 年 月 日まで この者は、都市計画法に基づき、開発区域又は建築工事現場 等への立入検査の権限を有する者であることを証明します。 浦安市長 <span style="float: right;">印</span>		
8センチメートル以上		

(裏)

都 市 計 画 法 抜 粹 (立入検査) <b>第 8 2 条</b> 国土交通大臣、都道府県知事若しくは市長又はその命じた者若しくは委任した者は、前条の規定による権限を行うため必要がある場合においては、当該土地に立ち入り、当該土地若しくは当該土地にある物件又は当該土地において行われている工事の状況を検査することができる。 2 前項の規定により他人の土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯しなければならない。 3 前項に規定する証明書は、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。 4 第 1 項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
--

**別記第 1 号様式**（第 3 条）

**第 2 号様式**（第 5 条第 4 項）

**第 3 号様式**（第 5 条第 5 項）

（平28規則37・一部改正）

**第 4 号様式**（第 6 条）

（平28規則17・平28規則37・一部改正）

**第 5 号様式**（第 6 条）

（平28規則17・一部改正）

**第 6 号様式**（第 7 条第 1 項）

（平28規則37・一部改正）

**第 7 号様式**（第 7 条第 3 項）

（平28規則37・一部改正）

**第 8 号様式**（第 8 条第 1 項）

（平28規則37・一部改正）

**第 9 号様式**（第 8 条第 2 項）

（平28規則37・一部改正）

**第 1 0 号様式**（第 9 条第 1 項）

（平28規則37・一部改正）

**第 1 1 号様式**（第 9 条第 3 項）

（平28規則17・平28規則37・一部改正）

**第 1 2 号様式**（第 9 条第 3 項）

（平28規則17・一部改正）

**第 1 3 号様式**（第10条第 1 項）

（平28規則37・一部改正）

**第 1 4 号様式**（第13条第 1 項）

**第 1 5 号様式**（第13条第 3 項）

（平28規則17・一部改正）

**第 1 6 号様式**（第13条第 3 項）

（平28規則17・一部改正）

**第 1 7 号様式**（第15条第 1 項）

第 1 8 号様式 (第15条第 3 項)

第 1 9 号様式 (第15条第 3 項)

(平28規則17・一部改正)

第 2 0 号様式 (第16条)

(平28規則37・一部改正)

第 2 1 号様式 (第17条)

(平28規則37・一部改正)

第 2 2 号様式 (第18条)

第 2 3 号様式 (第19条第 1 項)

第 2 4 号様式 (第19条第 3 項)

第 2 5 号様式 (第20条)